

令和2年7月22日

組合員 各位

阿波町農業協同組合 経済部

## 農薬の適正使用の徹底について

平素は、農協事業に格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、適正な農薬の使用については、かねてより御案内しているところですが、このたび、県内の直売所において、農薬の残留基準値超過事案が発生いたしました。

農薬の不適正な使用による事故の発生は、消費者の健康に影響を与えるかねない、食品衛生上重大な危機事象であり、産地や直売所等の信頼を揺るがす事態に発展します。

つきましては、農薬を使用する場合は、以下の点に留意して農薬を適正に使用してくださいようお願いします。

### 1 農薬のラベルを必ず確認しましょう

農薬のラベルに記載されている適用作物、使用時期、希釀倍数、成分総使用回数等を使用前に十分に確認すること。

### 2 散布器具を毎回洗浄しましょう

農薬の使用前には散布器具が十分に洗浄されているか確認し、使用後には、散布器具を速やかに洗浄すること。

### 3 作業日誌をつけましょう

農薬の使用した年月日、圃場、対象農作物等、使用した農薬の種類または名称、使用量、濃度などについて記録を作成し、保管すること。

### 4 農薬が飛散しないように十分注意しましょう

農薬を散布する際は、周囲の農作物及び住宅周辺地に飛散しないよう、風の向きや強さに気をつけるなど、注意を払うこと。

### 5 農薬の保管管理を徹底しましょう

鍵のかかる専用の保管庫を設置し、医療用外毒物・劇物に該当する農薬は、その他(普通物)と分けて保管すること。

※出荷しない自家消費の野菜についても農薬取締法が適用されますので、他の圃場に農薬が飛散しないよう注意して下さい。